

7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育

施策展開の方向性⑱

東京 2020 大会、さらにその先に社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します

【施策の必要性】

これまで、オリンピック・パラリンピック競技大会は、開催した都市と国に大きな社会変革をもたらし、世界中の人たちに勇気と感動を与えてきました。

オリンピック憲章では、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会を奨励することを目指し、スポーツを人類の調和のとれた発展に役立てることが目的であると示されています。

また、オリンピズムは、肉体と意志と精神の全ての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学であり、スポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探究するものであるとしています。

これらの内容は、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなどを定める「教育基本法」の「教育の目標」や学習指導要領の趣旨にも相通するものです。

このため、開催都市である東京都では、東京 2020 大会を児童・生徒の人生にとってまたとない重要な機会と捉え、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」を都内全ての公立学校で展開し、児童・生徒の良いところを更に伸ばすとともに、弱みを克服するための取組を確実に推進してきました。

「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施指針では、

- ① 自己を肯定し、自らの目標をもって自らのベストを目指す意欲と態度を備えた人間
 - ② スポーツに親しみ、「知」、「徳」、「体」の調和のとれた人間
 - ③ 日本人としての自覚と誇りをもち、自ら学び行動できる国際感覚を備えた人間
 - ④ 多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人間
- を育成していくことを目指しています。

今後、東京 2020 大会を経験した児童・生徒一人一人にとって、その後の人生の糧となるような掛け替えのないレガシーを残す取組とすることが重要です。

そのため、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」においては、「子供たち一人一人の心と体に残る、掛け替えのないレガシーの定着」、「学校における継続的な教育活動」、「家庭や地域を巻き込んだ取組による、共生・共助社会の形成」を推進していく必要があります。

1 ボランティアマインドの醸成（指導部）

(1) 東京ユースボランティア・バンク

児童・生徒の発達段階に応じて、主体的・自主的なボランティア活動を支援する「東京ユースボランティア・バンク」の計画的・継続的な活用を推進する。

7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育

2 共生社会の形成（指導部）

(1) パラスポーツ指導者講習会の実施

障害者スポーツの理解促進と普及啓発を図るため、パラスポーツ指導者講習会を開催する。

3 スポーツ志向の重視（指導部）

(1) オリンピアン・パラリンピアン等の学校派遣の実施

オリンピック・パラリンピアン等を学校に派遣し、オリンピック・パラリンピアン等との交流や競技体験を通じ、児童・生徒がスポーツや運動により一層親しむとともに、アスリートの考え方や生き方に触れることにより、自己実現に向けての努力や困難に立ち向かう意欲を培う。

4 「学校 2020 レガシー」の継続実施（指導部）

(1) 「学校 2020 レガシー」継続実施の支援

各学校が共生社会の実現等に向けて、家庭や地域等と連携を図りながら、東京 2020 大会以降も長く続けていく教育活動として「学校 2020 レガシー」を設定する。「学校 2020 レガシー」が児童・生徒の実態、地域性を鑑み、学校の特色となるよう、各学校の継続実施を支援する。

(2) オリパラ教育継承のための次期開催国への訪問

都教育委員会とパリ大学区が締結した「教育に関する了解覚書」に基づき、子供たちがパリを訪問し、オリパラ教育の取組内容・ノウハウ等を子供たちの交流を通してパリ大会に継承し、交流を通じて得られた知見を「学校 2020 レガシー」の推進に役立てるとともに、子供たちの豊かな国際感覚を育成する。

ア 事前研修の実施

イ 都立学校生徒を対象とするパリ訪問プログラムの実施

ウ 事後研修の実施

(3) 東京 2020 大会のレガシーを継承するための映像資料の作成

オリンピック・パラリンピック準備局（当時）が制作した「大会後のレガシーを見据えた東京都の取組」を学習できる映像資料を作成、公開し、都内公立学校における「学校 2020 レガシー」の継続実施を支援する。

5 優れた芸術文化に対する理解の促進（指導部）（再掲）

(1) 東京都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験

指定を受けた学校が、東京都の文化プログラム「Tokyo Tokyo FESTIVAL」や「TEPRO Supporter Bank」等を活用し、芸術・文化の鑑賞や体験の取組を推進する。

ア 「Tokyo Tokyo FESTIVAL」や「コーディネート事業」等の教育支援プログラムの実施

イ 巡回公演による芸術文化の鑑賞等

（例）オーケストラ、ミュージカル、オペラ、邦楽、和太鼓、合唱、演劇、歌舞伎・能楽、演芸・寄席、パントマイム、バレエ、ダンス、邦舞等

ウ ワークショップ等による体験・参加や作品の制作等

（例）民族音楽、作曲、染色、漆器、書道アート、文字絵、朗読、俳句、民謡、囲碁・

将棋、食文化等

(2) 都立高等学校における文化部活動の振興

ア 文化部推進校及び文化部新設置推進校の指定

全国高等学校総合文化祭における開催部門の文化部を支援するため、新たに文化部推進校及び文化部新設置推進校を指定し、各校における文化部活動の活性化や他校への成果の普及を図る。

(ア) 演劇部や合唱部等、全国高等学校総合文化祭の開催部門ごとに推進校を指定し、文化部活動を支援

(イ) 開催部門のうち、都立高等学校で未設置となっている吟詠剣詩舞部や弁論部、マーチングバンド・バトントワリング部等を新たに設置する学校を支援